

契 約 書 (案)

岡山市（以下、「甲」という。）と、
（以下、「乙」という。）
とは、岡山市瀬戸町健康福祉の館で使用する電気の購入に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき岡山市瀬戸町健康福祉の館を使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	円／kW（消費税及び地方消費税を含む。）	
電力量料金 単 価	夏 季	円／kWh（消費税及び地方消費税を含む。）
	その他季	円／kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

（夏季 7月1日～9月30日）

2 契約締結後において物価、賃金等の変動を理由として、契約金額の変更をすることはできない。ただし、経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、その実情に応じて、甲は、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約日から令和10年3月31日までとする。

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いかれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲と乙とが協議の上契約電力を決定するものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、甲と乙とが協議の上各月ごとに定めるものとし、乙は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）とする。

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、乙は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第1項に規定する旧一般電気事業者（以下、「旧一般電気事業者」という。）の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。

4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金については、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件による。

5 燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について協議することとする。

(電気料金の支払)

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）を1か月毎に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した後、甲と乙が協議の上定める期日までに当該請求額を支払うこととする。

(甲の任意解除権)

第12条 甲は、契約の履行中において、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

- (2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に電気料金債権を譲渡したとき。
- (7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
 - カ 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。
- (8) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
- (9) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (10) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであ

るときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に電力の供給ができないとき。
- (2) 第13条又は第14条の規定により、契約期間満了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、電力供給の終了日から契約期間満了の日までの予定使用電力量で第10条第1項に基づき算定した電気料金の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 第13条又は第14条（第10号を除く。）の規定により契約期間満了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 契約期間満了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 甲は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第17条 乙は、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第11条第2項の規定による電気料金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第18条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中に係る

使用電力量で第10条第1項に基づき算定した電気料金の総額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。), 第8条の2第1項若しくは第3項, 第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は第7条の9第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
- 3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。
- 4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

(契約解除後の処理)

第19条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

- 2 甲は、契約が解除された場合において、既に電力供給の終了日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を乙に支払うものとする。
- (1)電力供給の終了をしなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の電力供給の終了日の前日までの日数を1か月30日として按分した額
 - (2) 同月の計量日から電力供給の終了日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額
- 3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(守秘義務)

第20条 甲及び乙は、この契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

- 2 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第21条 この契約について、次年度以後の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第22条 この契約の条項について疑義があるとき又はこの契約の条項に定めのない事項は、入札説明書等に示された条件に基づき、甲と乙とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、岡山地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長　　大森 雅夫

乙

契約書（案）の内容を基本としますが、協議の上、条文等の詳細を決定することとします。